

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の園芸農業の強化を図るために、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市町村（ただし、政令指定都市を除く）又は事業実施主体に補助金を交付する。

(事務の委任)

第2条 前条に係る事務は、農業事務所長が行うものとする。ただし事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、知事が行うものとする。

(経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業の経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情報を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付申請書（第1号様式）正副2部を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下同じ））があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更（別表に規定する重要な変更に限る。）する場合には、知事又は農業事務所長の承認を受けること。
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事又は農業事務所長に報告しその指示を受けること。
- 三 その他知事又は農業事務所長が必要と認める事項。

(承認の手続)

第6条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）正副2部を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第7条 規則第10条に規定する事業の遂行状況を報告しようとする場合には、補助金の交付決定に係る年度の11月末及び1月末現在の実施状況を「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金に係る事業進捗状況報告書（第3号様式）により、その翌月の15日までに知事又は農業事務所長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実績報告書（第4号様式）正副2部を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第4条第2項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事又は農業事務所長に報告するとともに、知事又は農業事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により、補助金の交付の請求をしようとする時は、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第16条第2項の規定により、概算払いによる補助金の交付を請求しようとする時は、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金概算払請求書（第6号様式）を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年度から令和5年度までの予算に係る補助金について適用する。
- 2 令和3年4月1日から施行する。

別表（補助金交付要綱第3条関連）

事業区分	経 費	補 助 率	重要な変更
			事業内容の変更
1 生産力強化 支援型 (1) 認定農業 者等整備	事業実施主体が実施する事業 に要する次に掲げる経費、又は 事業実施主体が実施する事業に 要する次に掲げる経費に対し、 市町村が補助する場合に事業実 施主体が事業に要する経費（た だし千葉市を除く） (1) 園芸生産施設整備費 (2) 省力機械等整備費	1 / 4 以内	(1) 事業の中止 又は廃止 (2) 事業実施主 体の変更 (3) 事業実施地 区の変更 (4) 事業種目 (施設・機械) の新設又は廃止 (5) 事業実施主 体にかかる事業 費の30パーセ ントを超える増 減
	(2) 共同利用 機械・施設等 整備		
2 園芸施設リ フォーム支援 型	(1) 園芸施設の改修及び省エ ネルギー型装置等の更新 費	1 / 4 以内	
3 スマート農 業推進型	(1) 園芸の生産性向上を図る ための機械・装置等の導入 費	1 / 3 以内	

(ただし、千円未満の端数は切捨)

第1号様式（第4条関係）

年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事 〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度において、下記のとおり「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
[生産力強化支援型・園芸施設リフォーム支援型・スマート農業推進型]を実施したいの
で、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請し
ます。

記

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 事業実施主体

ア 名 称
イ 所 在 地
ウ 代表者名

(2) 事業の内容

ア 生産力強化支援型

[共同利用機械・施設等整備]

事業 実施主体	事業 種目	作物 名	受 益		導 入 施 設 機 械 の 内 容				
			戸数	面積 出荷 量等	工種・施設 区分	構造・ 能力	事業量	単価	事 業 費
			戸	ha t				円	円
			小 計						
			消費税						
			計						

注：事業実施主体ごとの小計を記入する。

[認定農業者等整備]

事業 実施主体	事業 種 目	設置 場所	利用計画		導 入 施 設 機 械 の 内 容			
			作 物 名	生産量等	施設・機械区 分種類 構造・規格 能力等	事業量	単価	事 業 費
				t、kg 等			円	円
			小 計					
			消費税					
			計					

注：事業実施主体ごとの小計を記入する。

イ 園芸施設リフォーム支援型

〔園芸施設の改修及び省エネルギー型装置等の更新〕

事業 実施主体	設置 場所	作物名	受 益		施 設 の 改 修 ・ 更 新 内 容			
			戸数	面積	施設構造・改修 区分及び機械・ 装置区分等	事業量	単価	事 業 費
			戸	a			円	円
小 計								
消費税								
計								

注：事業実施主体ごとの小計を記入する。

「施設構造・改修区分」はガラス温室、鉄骨ハウス等の別、基礎、骨材、フィルム更新等の改修内容を記入する。また、機械・装置区分では省エネ型暖房機・装置の種類は名称、構造・規格、能力等を記入する。

ウ スマート農業推進型

〔園芸の生産性向上を図るための機械・装置等の導入〕

事業 実施主体	事業 種 目	設置 場所	利用計画		導 入 機 械 ・ 装 置 の 内 容			
			作 物 名	生産量等	機械・装置の 種類	事業量	単価	事 業 費
				t、kg等			円	円
小 計								
消費税								
計								

注：事業実施主体ごとの小計を記入する。

3 経費の配分及び負担区分(A)+(B)+(C)

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する(し た)経費 (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
〇〇〇〇費	〇〇〇 円	〇〇〇 円	〇〇〇 円	〇〇〇 円	〇〇〇 円	
〇〇〇〇費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
別表の経費毎 に記載する			本欄は経費毎に区分せず、合計金額の記入で可			
計						

※ 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 市町村費	円	円			
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円			
別表の事業区分 毎に記載する	本欄は事業区分毎に区分せず、予算額(精算額)の合計金額の記入で可				
計					

6 市町村の予算措置状況

7 事業実施主体の収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	資金名
市町村補助金					
自 己 資 金					
借 入 金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇〇〇〇費	円	円	円	円	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 別表の経費毎に記載する </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 本欄は経費毎に区分せず、予算額(精算額)の合計金額の記入で可 </div>
〇〇〇〇〇〇費					
計					

8 添付資料

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱(実績報告については不要)
- (2) 実施設計書(出来高設計書)、カタログ等を添付すること。
 ※事業実績報告書については、契約書の写しを添付すること。

第2号様式（第6条関係）

年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
補助金変更(中止・廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定のあった「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業[生産力強化支援型・園芸施設リフォーム支援型・スマート農業推進型]の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

(注) 変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に、変更後をその下段に二段書きにして内容が対比できるように作成すること。また、事業種目（施設、機械）の新設、廃止等を行う場合は、必要により第1号様式の下記1～8に準じて同様に二段書きすること。

第4号様式（第8条関係）

年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定のあった「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業[生産力強化支援型・園芸施設リフォーム支援型・スマート農業推進型]を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

（以下、第1号様式に準ずる。）

（注）交付申請と実績報告で変更がある場合、双方を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、交付申請時を括弧書きで上段に記載すること。

第5号様式（第9条関係）

年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
補助金交付請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け千葉県〇〇達第 号で額の確定のあった「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業[生産力強化支援型、園芸施設リフォーム支援型・スマート農業推進型]補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記
金 円

第6号様式（第10条関係）

年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定のあった
「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業[生産力強化支援型・園芸施設リフォー
ム支援型・スマート農業推進型]補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規
定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記
金 円

第7号様式（第8条関係）

番 年 月 日
号

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定のあった 年
度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金について、「輝け！ちばの園芸」
次世代産地整備支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告し
ます。

記

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 年 月 日付け千葉県〇〇達第 号による額の確定通知額 | |
| | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | |
| | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。